

◇公表基準等の解説◇

実務対応報告公開草案第 63 号「電子記録移 転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計 処理及び開示に関する取扱い（案）」の概要

ASBJ 専門研究員 木村 寛人

1. はじめに

企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）は、2022年3月15日に、実務対応報告公開草案第63号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）を公表¹した。コメント募集期間は2022年6月8日までとしている。本稿では、本公開草案の概要を紹介する。なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、ASBJの見解を示すものではないことをあらかじめ申し添える。

2. 本公開草案公表の経緯

2019年に成立した「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第28号）により、金融商品取引法が改正された（以下「改正金融商品取引法」という。）。改正金融商品取引法では、いわゆる投資性ICO²を金融商品取引法により規律することとし、各種規定の整備が行われた。また、いわゆる投資性ICO以外のICOトークンについては、併せて改正された「資金決済に関する法律」（平成21年法律第59号。以下「資金決済法」という。）第2条第5項に規定する「暗号資産」に該当する範囲において、引き続き資金決済法の規制対象に含めることとされた。

このように金融商品取引法及び資金決済法が改正されたことを受けて、2019年11月に、公益財団法人財務会計基準機構内に設けられている基準諮問会議より、金融商品取引法上の電子記録移転権利又は資金決済法上の暗号資産に該当するICOトークンの発行・保

¹ 本公開草案の全文については、ASBJのウェブサイト

(https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2022/2022-0315.html)を参照のこと。

² Initial Coin Offering。企業等がトークン（電子的な記録・記号）を発行して、投資家から資金調達を行う行為の総称である。

有等に係る会計上の取扱いの検討を求める提言がなされ、ASBJにおいて検討が行われた。本公開草案は、当該提言について審議を行った結果、公表に至ったものである（本公開草案第14項から第16項）。

3. 本公開草案の概要

(1) 範囲

本公開草案は、株式会社が、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第1条第4項第17号に規定される「電子記録移転有価証券表示権利等」を発行又は保有する場合の会計処理及び開示を対象とすることを提案している（本公開草案第2項）。

金融商品取引法上の電子記録移転権利については、改正金融商品取引法が2020年5月より施行され、これまで流通する蓋然性が低いものとして第二項有価証券として分類されてきた集団投資スキーム持分等³が、事実上、流通し得るものとして第一項有価証券に分類されたことなどにより、会計処理に及ぼし得る影響を可能な限り早期に明らかにするニーズがあると考えられた。また、金商業等府令において規定された電子記録移転有価証券表示権利等についても、電子記録移転権利と同様に会計基準を開発する一定のニーズが存在するものと考えられたため、本公開草案においては、電子記録移転権利のみを取り扱うのではなく、より範囲の広い金商業等府令第1条第4項第17号に規定される電子記録移転有価証券表示権利等を本公開草案の範囲として取り扱うことを提案している。

適用対象とする事業体等については、これまで当委員会では、基本的に株式会社における会計処理を明らかにしてきており、本公開草案が提案する会計処理及び開示の定めは、電子記録移転有価証券表示権利等が発行又は保有する株式会社のみを対象とすることを提案している（本公開草案第19項及び第20項）。

なお、電子記録移転有価証券表示権利等は、今後どのように取引が発展していくかは現時点では予測することが困難であるため、一部の論点については本公開草案では取り扱わず、本公開草案と同時に公表した「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」の中で関係者からの意見を募集することとし、そこでの要望に基づき別途の対応を図ることの要否を判断することとした（本公開草案第22項）。

³ 金融商品取引法第2条第2項各号に規定される信託受益権、合名会社、合資会社及び合同会社の社員権、民法上の任意組合契約に基づく権利、商法上の匿名組合契約に基づく権利、投資事業有限責任組合契約に基づく権利、有限責任組合契約に基づく権利等を指す。

(2) 会計処理の基本的な考え方

電子記録移転有価証券表示権利等は、金融商品取引法において、同法第2条第2項に規定されるみなし有価証券のうち、当該権利に係る記録又は移転の方法その他の事情等を勘案し、内閣府令で定めるものに限るとされており、金商業等府令では、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合に該当するものとされている。したがって、電子記録移転有価証券表示権利等は、その定義上、従来のみなし有価証券⁴と権利の内容は同一であると考えられる。すなわち、電子記録移転有価証券表示権利等の発行と従来のみなし有価証券の発行との差は、いわゆるブロックチェーン技術等を用いて発行するか否かのみであると考えられる。

よって、本公開草案では、電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理は、基本的に従来のみなし有価証券の発行及び保有の会計処理と同様とすることを提案している（本公開草案第26項）。

(3) 発行の会計処理

上述のとおり、本公開草案では、電子記録移転有価証券表示権利等に該当する企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）及び日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。また、金融商品会計基準及び金融商品実務指針を合わせて、以下「金融商品会計基準等」という。）上の有価証券を発行する場合は、以下のとおり、従来のみなし有価証券を発行する場合と同様の会計処理を行うことを提案している。

ここで、一部の信託受益権については、金融商品会計基準等上の有価証券として取り扱われていないため、電子記録移転有価証券表示権利等に該当するこれらの一部の信託受益権について、受託者による信託の会計処理が問題となるが、本公開草案では株式会社による会計処理のみを対象とすることとしたため、金融商品会計基準等上の有価証券に該当しない電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理は取り扱っていない（本公開草案第27項及び第28項）。

① 払込金額が負債となる場合

電子記録移転有価証券表示権利等の発行に伴う払込金額が負債に区分される場合には、金融負債として、金融商品会計基準第7項の定めに従って発生の認識を行い、その

⁴ 電子記録移転有価証券表示権利等に該当しないみなし有価証券を指す。以下同じ。

金額は金融商品会計基準第 26 項の定めに従うことを提案している（本公開草案第 5 項及び第 30 項）。

② 払込金額が株主資本となる場合

電子記録移転有価証券表示権利等の発行に伴う払込金額が株主資本に区分される場合には、その内訳項目は企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」第 5 項及び第 6 項の定めに従い、その金額は、会社法第 445 条及び第 446 条の定めに従うことを提案している（本公開草案第 6 項及び第 31 項）。

(4) 保有の会計処理

電子記録移転有価証券表示権利等の保有においては、金融商品会計基準等上、有価証券として取り扱われない信託受益権のうち、電子記録移転有価証券表示権利等に該当するものを株式会社が保有する場合も想定される。そのため、上述の発行の場合とは異なり、電子記録移転有価証券表示権利等の保有の会計処理については、金融商品会計基準等上の有価証券に該当する場合と該当しない場合に分けて定めることを提案している（本公開草案第 7 項及び第 32 項）。

① 金融商品会計基準等上の有価証券に該当する場合

金融商品会計基準等上の有価証券に該当する電子記録移転有価証券表示権利等の貸借対照表価額の算定及び評価差額の会計処理については、従来のみなし有価証券を保有する場合と同様に、金融商品会計基準第 15 項から第 22 項及び金融商品実務指針の定めに従うことを提案している（本公開草案第 9 項及び第 33 項）。

一方、電子記録移転有価証券表示権利等の売買契約における発生及び消滅の認識については、次のとおり、本実務対応報告において別途の定めを置くことを提案している。

(発生及び消滅の認識)

電子記録移転有価証券表示権利等の売買に係る事例が限定的である現状を踏まえると、電子記録移転有価証券表示権利等の売買契約について金融商品実務指針第 22 項における約定日基準の定めに従うこととする場合、約定日及び受渡日が明確ではない場合も生じ得ると考えられ、また、実務上、約定日から受渡日までの期間が市場の規則又は慣行に従った通常の間であるかどうかの判断が困難である可能性がある。

そのため、電子記録移転有価証券表示権利等の発生及び消滅の認識については、金融商品会計基準が定める原則に従って行うこととするが、その売買契約について、契約を締結した時点から電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点までの期間が短期間

である場合に限り、売買契約を締結した時点において認識することを提案している（本公開草案第 8 項並びに第 36 項及び第 42 項）。

ここで、約定日が明確である場合には、当該約定日が売買契約を締結した時点に該当すると考えられる（本公開草案第 37 項なお書き）。また、電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点は、個々の権利ごとの根拠法に基づき判断することが考えられるが、受渡日が明確である場合には、当該受渡日を電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点として取り扱うことが考えられる（本公開草案第 38 項なお書き）。さらに、売買契約を締結した時点から電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点までの期間が短期間かどうかは、我が国の上場株式における受渡しに係る通常の期間と概ね同期間かそれより短い期間であるかどうかに基づいて判断することが考えられる（本公開草案第 41 項）。

金融商品会計基準等上の有価証券に該当する電子記録移転有価証券表示権利等の発生及び消滅の認識に関する本公開草案の提案と、現行の金融商品会計基準等の定めとの比較は、以下の図表のとおりである。

【図表】本公開草案と現行の金融商品会計基準等との比較（下線は筆者による強調）

| 本公開草案 | 現行の金融商品会計基準等 |
|---|---|
| <p>II. 電子記録移転有価証券表示権利等の保有の会計処理</p> <p>金融商品会計基準上の有価証券に該当する場合</p> <p>8. 金融商品会計基準等上の有価証券に該当する電子記録移転有価証券表示権利等の発生及び消滅の認識の時期については、金融商品会計基準第 7 項から第 9 項の定めに従って行う。</p> <p>ただし、<u>電子記録移転有価証券表示権利等の売買契約について、契約を締結した時点から電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点までの期間が短期間である場合、</u></p> | <p>金融商品会計基準</p> <p>1. 金融資産及び金融負債の発生の認識</p> <p>7. 金融資産の契約上の権利又は金融負債の契約上の義務を生じさせる契約を締結したときは、原則として、当該金融資産又は金融負債の発生を認識しなければならない。</p> <p>2. 金融資産及び金融負債の消滅の認識</p> <p>(1) 金融資産の消滅の認識要件</p> <p>8. 金融資産の契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したとき又は権利に対する支配が他に移転したときは、当該金融資産の消滅を認識しなければならない。</p> <p>9. 金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、次の要件がすべて満たされた場合とする。（以下略）</p> <p>金融商品実務指針</p> <p>有価証券の売買契約の認識</p> <p>22. <u>有価証券の売買契約については、約定日から受渡日までの期間が市場の規則又は慣行に従った通常の期間である場合、売買約定日に買手は有価証券の発生を認識し、売手は有価証券の消滅の認識を行う</u>（以下「約定日基準」という。）。ただし、約定日基準に代えて保有目的区分ごとに買手は約定日から受渡日までの時価の変動のみを認識し、</p> |

| | |
|---|--|
| <p><u>契約を締結した時点で買手は電子記録移転有価証券表示権利等の発生を認識し、売手は電子記録移転有価証券表示権利等の消滅を認識する。</u></p> | <p>また、売手は売却損益のみを約定日に認識する修正受渡日基準によることができるとしている〔設例 1〕。</p> <p>約定日から受渡日までの期間が通常の期間よりも長い場合、売買契約は先渡契約であり、買手も売手も約定日に当該先渡契約による権利義務の発生を認識する。</p> <p>受渡しに係る通常の期間</p> <p>23. 受渡しに係る通常の期間とは、原則として、我が国の上場有価証券については、証券取引所の定める約定日から受渡日までの日数など、金融商品の種類ごとに、かつ、市場又は取引慣行ごとに、通常受渡しに要する日数をいう。例えば、上場株式の発行日取引や発行前に約定される債券の店頭取引等については、個別具体的なケースごとに市場の慣行であると合理的に考えられる日数をいう。</p> |
|---|--|

② 金融商品会計基準等上の有価証券に該当しない場合

一部の信託受益権については、金融商品取引法上の有価証券に該当するものの、金融商品会計基準等上、有価証券として取り扱われない場合があり、これらの会計処理については、金融商品実務指針及び実務対応報告第 23 号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「信託報告」という。）に定めがある。

ここで、電子記録移転有価証券表示権利等の権利の内容は、金融商品取引法上の従来のみなし有価証券と同一であると考えられることから、本公開草案では、電子記録移転有価証券表示権利等に該当する上述の信託受益権を保有する場合の会計処理についても、金融商品実務指針及び信託報告の定めに従うことを提案している（本公開草案第 10 項並びに第 43 項及び第 44 項）。

しかしながら、発生及び消滅に関しては、従来の有価証券の売買契約とは異なり、約定日及び受渡日が明確ではない場合も生じ得ると考えられることから、本公開草案では、金融商品会計基準等上の有価証券に該当する電子記録移転有価証券表示権利等について、従来の有価証券の定めとは異なる定めを置くことを提案している。そのため、金融商品会計基準等上の有価証券に該当しない電子記録移転有価証券表示権利等のうち、金融商品実務指針及び信託報告の定めに基づき、結果的に有価証券として又は有価証券に準じて取り扱うこととされているものについての発生の認識（信託設定時を除く。）及び消滅の認識は、金融商品会計基準等上の有価証券に該当する電子記録移転有価証券表示権利等の発生及び消滅の認識の定めに従うことを提案している（本公開草案第 10 項ただし書き及び第 45 項）。

(5) 開示

電子記録移転有価証券表示権利等の権利の内容は、従来のみなし有価証券と同一であると考えられ、電子記録移転有価証券表示権利等の開示に関して、みなし有価証券を発行又は保有する場合に適用される開示の定め（発行の場合は、企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部に表示に関する会計基準」、企業会計基準第6号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」等における定め、保有の場合は、金融商品会計基準、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」等における定め）に従うことにより、有用な情報が開示されるものと考えられる。そのため、本公開草案では、電子記録移転有価証券表示権利等が発行又は保有する場合の表示方法及び注記事項は、みなし有価証券が電子記録移転有価証券表示権利等に該当しない場合に求められる表示方法及び注記事項と同様とすることを提案している（本公開草案第11項及び第12項並びに第46項）。

(6) 適用時期

本公開草案では、電子記録移転有価証券表示権利等を保有する場合の発生及び消滅の認識について、金融商品会計基準等とは別途の定めを置くことを提案していることから、本実務対応報告の適用にあたっては、一定の周知期間を設けることが有用と考えられる。そのため、2023年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することを提案している。

また、2019年に改正された金融商品取引法は既に2020年5月より施行されており、本実務対応報告を速やかに適用することへのニーズが想定されることから、本実務対応報告を公表日以後終了する事業年度及び四半期会計期間から早期適用することを認めることを提案している（本公開草案第13項及び第47項）。

4. おわりに

ASBJでは、本公開草案に寄せられた意見を参考に、本公開草案の最終基準化に向けた検討を続けていく予定である。引き続き、関係者のご理解とご協力をお願いしたい。